

-----  
■種別：個人

■氏名：阿竹 敬之  
-----

#### 満期保有目的の債券の取扱いについて

満期保有目的の債券に関しては補足文書案において外部信用格付や格付別の実績累積デフォルト率の利用して予想信用損失を計上することを許容していただいていると理解しております。

また、信用力が非常に高い発行体の債券（例：特定のソブリン債）を保有する場合には、予想信用損失の算定に用いる12か月のPDをゼロ%と決定し、予想信用損失が計上されない場合があり得るとされています。

(1) 例えばシングル A 格の事業会社の1年間のPDは数ベースポイント（格付機関によって異なりますが0.01~0.05%）、BBB格の1年間のPDは(0.1%~0.43%)と極めて小さな数値です。

債券市場関係者としては、会計処理の複雑性及び煩雑性により、満期保有目的の債券の対象となる金融商品の流動性の低下が懸念されます。

SICRが発生していない場合、予想信用損失が著しく僅少の場合には重要性の観点から貸倒引当金を計上しないということは許容されるのでしょうか。

(2) 格付が低下してSICRが発生するような場合には、金融商品会計に関する実務指針第83項の債券の発行者の信用状態の著しい悪化に該当するため、その他有価証券に振り替えたり、償還前に売却しても、残りの満期保有目的のその他有価証券へ振り替える必要はないと理解しています。その他有価証券に振り替えた場合には、全期間の予想信用損失を計上する必要はなく、その他有価証券として減損の必要性を判断するという理解で正しいでしょうか。